



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外第 26 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第55号)

#### 1 規則の概要

(1) 平成17年度組織改正に伴う規定の整備

(2) 事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神病院の管理者に対して精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限すること。(別表第 2 関係)

イ 療育手帳の返還を命ずること。(別表第 2 関係)

ウ 遊漁船業の適正化に関する法律の規定による遊漁船業者の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。(別表第 2 関係)

エ 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者からの届出を受理すること。(別表第 3 関係)

オ 児童福祉法施行規則の規定による児童福祉施設の建物その他設備の規模若しくは構造、運営の方法又は経営の責任者若しくは幹部職員の変更届を受理すること。(別表第 3 関係)

カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者社会復帰施設の届出を受理すること。(別表第 3 関係)

キ 薬事法の規定による化粧品の製造販売の届出等を受理すること。(別表第 3 関係)

ク 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による申請等のあった者の調査を行うこと。(別表第 5 関係)

ケ 薬事法の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可を与え、又は当該許可を更新すること。(別表第 5 関係)

コ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律の規定による第 1 種フロン類回収業者を登録すること。(別表第 5 関係)

サ 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の規定による第 2 種フロン類回収業者を登録すること。(別表第 5 関係)

シ 療育手帳の交付に関すること。(別表第 5 関係)

ス 島根県エコロジー農産物の推奨及び報告を求め現地調査を行うこと。(別表第5関係)

セ 県営林道事業に係る補償費の決定(1件70,000,000円未満のものに限る。)及びこれに伴う契約に関する事。 (別表第5関係)

ソ 県民再生の森事業実施に係る森林所有者等と県による県民再生の森協定書を締結すること。(別表第5関係)

タ 島根県道路愛護ボランティア制度の沿道草刈り事業に関する交付金の交付に関する事務を行うこと。(別表第5関係)

チ 河川浄化事業に関する負担金の交付に関する事務を行うこと。(別表第5関係)

ツ 航空法及び航空法施行規則の規定による飛行場で営業を行う者に対して、航空機強取等防止措置を講じさせること。(別表第5関係)

(3) その他法令改正、事業の新設・廃止等に伴う所要の改正

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第55号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表局長の項第1号を次のように改める。

(1) 統括政策企画監

第16条第1号中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第2 総務部の表総務課の項第1号知事決裁事項の欄に次のように加える。

(1) 法第4条第1項第3号の規定により、私立学校(高等学校に限る。)の設置廃止及び設置者の変更の認可を行うこと。

(2) 法第13条(法第82条の11第1項及び第83条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、私立学校の閉鎖を命ずること。

別表第2 総務部の表総務課の項第1号部長専決事項の欄中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第4条第1項第3号(法第83条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、私立学校(高等学校を除く。)の設置廃止及び設置者の変更の認可を行うこと。

(2) 法第82条の8の規定により、私立の専修学校の設置廃止(高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。)、設置者の変更及び目的の変更の認可を行うこと。

別表第2 総務部の表総務課の項第2号事務の種類欄中「号)」の次に「及び私立学校法施行令(昭和25年政令第31

号)」を加え、同号知事決裁事項の欄中(1)及び(2)を削り、同欄の(3)中「認定」を「認可」に、「限る。)」を「限る。)」に改め、同欄中(3)を(1)とし、同欄の(4)中「きく」を「聴く」に改め、同欄中(4)を(2)とし、同号部長決裁事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(12)までを(2)から(11)までとし、同欄の(13)中「私立学校法施行令(昭和25年政令第31号)」を「施行令」に改め、同欄中(13)を(12)とし、同表人事課の項第 5 号部長専決事項の欄の(3)中「第15条の 6 第 2 項」を「第15条の 8 第 2 項」に改め、同表税務課の項第 1 号部長専決事項の欄の(2)中「大規模消却資産」を「大規模償却資産」に改め、同欄中(2)を(6)とし、(1)を(5)とし、(5)の前に次のように加える。

- (1) 法第 8 条第 2 項(法第 8 条の 2 第 3 項及び第 8 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により、課税権の帰属等について決定をすること。
- (2) 法第321条の15第 2 項の規定により、法人税額の分割の基準となる従業員数の修正等の不服について決定をすること。
- (3) 法第388条第 1 項の規定により、固定資産評価基準の細目を定めること。
- (4) 法第419条第 1 項の規定により、固定資産の価格の修正登録を勧告すること。

別表第 2 総務部の表税務課の項第 1 号部長専決事項の欄に次のように加える。

- (7) 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)に基づく事務
  - ア 土地及び家屋に係る固定資産税の課税額の算定の基礎となる提示平均価額の決定をすること。
  - イ 土地のうち、鉱泉地に係る固定資産税の課税額の算定の基礎となる温泉地指数の決定をすること。
  - ウ 土地に係る固定資産税の課税額の算定のための標準地の適正な時価その他について、総務大臣に対し報告すること。

別表第 2 総務部の表税務課の項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

<p>2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令(昭和31年政令第107号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 施行令第 4 条の規定により、市町村の廃置分合等があった場合の市町村交付金及び納付金の交付を求める権利の承継について地方税法の例により措置すること。</p>
---	--	---

別表第 2 総務部の表管財課の項第 3 号部長専決事項の欄の(1)中「第 5 条の 2」を「第 6 条」に改め、同欄の(2)中「第10条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同欄の(3)中「第10条第 2 項」を「第12条第 2 項」に改め、同表消防防災課の項第 2 号知事決裁事項の欄の(1)中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に、「市長村長」を「市町村の長」に改め、同項第 3 号事務の種類欄中「島根県消防団員等の報償金及び殉職者特別報償金に関する条例」を「島根県消防団員等の報償金等に関する条例」に改める。

別表第 2 地域振興部の表市町村課の項第 7 号及び第 8 号を削る。

別表第 2 環境生活部の表景観自然課の項中「景観自然課」を「自然環境課」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同表環境政策課の項第 2 号知事決裁事項の欄の(2)中「具申する」を「述べる」に改め、同欄中(2)を(3)とし、同欄の(1)中「承認を受ける」を「同意を得る」に改め、同欄中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

- (1) 法第16条第 2 項の規定により、地域又は水域の指定をすること。

別表第 2 環境生活部の表環境政策課の項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同項第 8 号部長専決事項の欄の(1)中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第12号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 健康福祉部の表健康福祉総務課の項中「健康福祉総務課」を「地域福祉課」に改め、同表医療対策課の項第 3 号部長専決事項の欄の(1)中「又は第 4 項」を削り、同表健康推進課の項第 3 号部長専決事項の欄の(1)中「第 6 条第 1 項又は第 2 項」を「第 6 条」に改め、同項第 4 号部長専決事項の欄の(7)中「第109条第 1 項」を「第108条第 1 項」に改め、同欄の(8)中「第109条第 2 項」を「第108条第 2 項」に改め、同欄の(9)中「第109条第 3 項」を「第108条第 3 項」に改め、同欄の(10)中「第109条第 4 項」を「第108条第 4 項」に改め、同表青少年家庭課の項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同表障害者福祉課の項第 3 号部長専決事項の欄の(5)を次のように改める。

(5) 法第38条の 7 第 1 項の規定により、精神病院の管理者に対し、入院者の処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずること。

別表第 2 健康福祉部の表障害者福祉課の項第 3 号部長専決事項の欄に次のように加える。

- (6) 法第38条の 7 第 2 項の規定により、精神病院の管理者に対し、入院者を退院させることを命ずること。
- (7) 法第38条の 7 第 3 項の規定により、精神病院の管理者に対し、精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずること。
- (8) 法第45条の 2 第 3 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずること。
- (9) 法第50条の 2 の 5 第 1 項の規定により、精神障害者社会復帰施設の設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずること。
- (10) 法第50条の 3 の 4 第 1 項の規定により、精神障害者居宅生活支援事業を行う者に対して、事業の制限又は停止を命ずること。

別表第 2 健康福祉部の表障害者福祉課の項に次の 1 号を加える。

6 療育手帳に関する事務		(1) 療育手帳の返還を命ずること。
--------------	--	--------------------

別表第 2 健康福祉部の表薬事衛生課の項第 1 号部長専決事項の欄中(1)から(7)までを削り、(8)を(1)とし、(9)を(2)とし、同項第 2 号部長専決事項の欄の(1)中「又は第 4 項」を削り、「若しくは」を「又は」に、「命じ、又は再免許を与える」を「命ずる」に改め、同項第 3 号部長専決事項の欄の(2)中「第19条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同欄の(3)を削り、同項第 5 号部長専決事項の欄の(10)を削り、同項第 6 号部長専決事項の欄中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、(5)を(2)とし、(6)を(3)とし、同項第11号部長専決事項の欄の(7)中「裁決」を「裁定」に改め、同項第12号部長専決事項の欄の(1)中「第 8 条第 1 項又は第 2 項」を「第 8 条」に改め、同項第17号部長専決事項の欄の(2)中「第15条第 5 項」を「第15条第 6 項」に改め、「より、」の次に「他の都道府県知事又は」を加える。

別表第 2 農林水産部の表生産振興課の項を次のように改める。

農畜産振興課	1 特定農山村地域における農林業等の活性化の	(1) 法第 4 条第 6 項の規定により、農林業等活性化基盤整備計画の作成又は変更に同意すること。
--------	------------------------	--

ための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第72号）の施行に関する事務		(2) 法第 8 条第 4 項の規定により、所有権移転等促進計画を承認すること。
2 主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）の施行に関する事務		(1) 法第 4 条第 4 項の規定による生産物審査を行う技術吏員を任免すること。
3 献穀に関する事務		(1) 献穀者を決定すること。
4 生産調整の推進に関する事務		(1) 市町村別米の生産目標数量を決定し、及び通知すること。
5 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第 103 号）の施行に関する事務		(1) 法第 5 条又は第 7 条の規定により、野菜指定産地の指定又は解除をすべき旨を農林水産大臣に申し出ること。 (2) 法第 8 条又は第 9 条の規定により、野菜指定産地の生産出荷近代化計画を樹立し、又は変更すること。
6 野菜価格安定事業に関する事務		(1) 社団法人島根県野菜価格安定基金協会が行う価格補償事業を変更し、又は廃止を承認すること。
7 果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の施行に関する事務		(1) 法第 2 条の 3 第 1 項の規定により、果樹農業振興計画を定めること。

<p>8 肥料取締法 (昭和25年法律 第127号)の施行 に関する事務</p>		<p>(1) 法第31条第2項の規定により、肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は肥料の登録を取り消すこと。</p> <p>(2) 法第35条第1項の規定により、適用除外の肥料を指定すること。</p>
<p>9 農用地の土壌 の汚染防止等に 関する法律(昭 和45年法律第13 9号)の施行に 関する事務</p>		<p>(1) 法第3条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策地域を指定すること。</p> <p>(2) 法第4条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p> <p>(3) 法第5条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策計画を定めること。</p> <p>(4) 法第6条第1項の規定により、農用地土壌汚染対策計画を変更すること。</p>
<p>10 地力増進法 (昭和59年法律 第34号)の施行 に関する事務</p>		<p>(1) 法第4条の規定により、地力増進地域を指定し、又はその指定を解除すること。</p> <p>(2) 法第6条の規定により、地力増進対策指針を定め、又は変更すること。</p>
<p>11 農林物資の規 格化及び品質表 示の適正化に関 する法律(昭和 25年法律第175 号)の施行に関 する事務</p>		<p>(1) 法第19条の9第1項又は第2項の規定により、遵守事項を遵守すべき旨の指示等を行うこと。</p> <p>(2) 法第20条第2項の規定により、報告を徴し、又は職員に立入検査をさせること。</p>
<p>12 家畜取引法 (昭和31年法律 第123号)の施 行に関する事務</p>		<p>(1) 法第3条の規定により、家畜市場を登録すること。</p> <p>(2) 法第18条の規定により、家畜市場の登録を取り消し、又は家畜市場の開場の停</p>

		<p>止を命ずること。</p> <p>(3) 法第29条第 2 項の規定により、職員に家畜市場等に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させること。</p>
13 家畜商法（昭和24年法律第208号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第 7 条第 2 項の規定により、家畜商の免許を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p>
14 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の施行に関する事務		<p>(1) 法第19条第 2 項の規定により、家畜人工授精師の免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。</p> <p>(2) 法第26条第 2 項の規定により、家畜人工授精所の開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。</p>
15 薬事法の施行に関する事務		<p>(1) 法第73条の規定により、動物用医薬品販売業の管理者の変更を命ずること。</p> <p>(2) 法第74条の規定により、動物用医薬品配置販売業者に対し、業務の停止を命ずること。</p>
16 家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年島根県規則第101号）の施行に関する事務		<p>(1) 規則第 6 条の規定により、家畜を集合させる催物の開催又はと畜場等の事業を停止し、又は制限すること。</p>
17 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律		<p>(1) 法第 5 条第 1 項の規定により、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすること。</p> <p>(2) 法第 5 条第 2 項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p>



<p>(平成11年法律第112号)の施行に関する事務</p>		<p>(3) 法第6条第1項の規定により、法第5条の規定の施行のため、必要な報告を命じ、又は職員に立入検査をさせること。</p>
<p>18 獣医療法(平成4年法律第46号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第6条の規定により、診療施設の使用を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を講ずべきことを命ずること。 (2) 法第14条第3項の規定により、診療施設整備計画の認定をすること。</p>
<p>19 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第2条の4第3項において準用する法第2条の3第3項の規定により、市町村計画について協議を受けること。 (2) 法第2条の4第3項において準用する法第2条の3第4項の規定により、市町村計画の変更について協議を受けること。 (3) 法第23条の規定により、調停の経過及び調停案を公表すること。</p>
<p>20 養鶏振興法(昭和35年法律第49号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第10条第1項の規定により、登録ふ化業者の登録を取り消すこと。</p>
<p>21 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)の施行に関する事務</p>		<p>(1) 法第6条第1項の規定により、生乳生産者団体を指定すること。 (2) 法第10条第1項又は第2項の規定により、指定生乳生産者団体の指定を解除すること。</p>
<p>22 飼料の安全性の確保及び品質</p>		<p>(1) 法第24条第1項の規定により、飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収を命ずるこ</p>



	<p>の改善に関する 法律（昭和28年 法律第35号）の 施行に関する事 務</p>		<p>と。 (2) 法第33条第 1 項の規定により、遵守事 項を遵守すべき旨の指示等を行うこと。</p>
--	--	--	---

別表第 2 農林水産部の表畜産振興課の項を削り、同表しまねブランド推進室の項中「しまねブランド推進室」を「しまねブランド推進課」に改め、同項第 1 号部長専決事項の欄の(3)中「第58条」を「第58条第 1 項」に改め、同表水産課の項第 8 号部長専決事項の欄の(2)中「の取消し等をする」を「を取り消し、又はその事業の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同表漁港漁場整備課の項に次の 1 号を加える。

<p>6 海洋水産資源開発促進法 （昭和46年法律第60号）の施 行に関する事務</p>		<p>(1) 法第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定によ り、沿岸水産資源開発区域を指定するこ と。 (2) 法第 6 条第 1 項の規定により、沿岸水 産資源開発区域を変更し、又はその指定 を解除すること。 (3) 法第 7 条第 1 項の規定により、沿岸水 産資源開発計画を定めること。 (4) 法第 8 条第 1 項の規定により、沿岸水 産資源開発計画を変更すること。</p>
--	--	---

別表第 2 商工労働部の表労働政策課の項第 1 号知事決裁事項の欄の(2)中「第19条の12第 4 項」を「第19条の12第 6 項」に改め、同項第 2 号部長専決事項の欄の(2)中「公営事業」を「公益事業」に改め、同項第 3 号事務の種類欄「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改め、同号知事決裁事項の欄中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改める。

別表第 2 土木部の表技術管理室の項中「技術管理室」を「技術管理課」に改め、同表都市計画課の項に次の 2 号を加える。

<p>6 ふるさと島根の景観づくり 条例（平成 3 年島根県条例第 34号）及びふるさと島根の景 観づくり条例施行規則（平成 4 年島根県規則第31号）の施</p>	<p>(1) 条例第 7 条第 1 項の規定によ り、景観形成地域を指定するこ と。 (2) 条例第 8 条第 1 項の規定によ り、景観形成基本計画を定めるこ</p>	<p>(1) 条例第 7 条第 2 項（同条第10項並びに 条例第 8 条第 3 項、第 9 条第 3 項及び第 15条第 3 項において準用する場合を含 む。）の規定により、関係市町村長の意 見を聴くこと。</p>
--	--	--

行に関する事務

と。

- (2) 条例第7条第4項(同条第10項並びに条例第8条第3項、第9条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、説明会の開催等の必要な措置を講ずること。
- (3) 条例第7条第6項(同条第10項並びに条例第8条第3項、第9条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会を開催すること。
- (4) 条例第7条第7項(同条第10項並びに条例第8条第3項、第9条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)、第13条第4項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)又は第21条第2項の規定により、島根県景観審議会の意見を聴くこと。
- (5) 条例第9条第1項の規定により、景観形成基準を定めること。
- (6) 条例第11条第4項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)又は第13条第2項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告すること。
- (7) 条例第11条第5項(条例第17条第3項において準用する場合を含む。)又は第13条第5項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表すること。
- (8) 条例第13条第3項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、指導に従わない者から当該指導

		<p>に従わない理由について意見を聴くこと。</p> <p>(9) 条例第15条第 1 項の規定により、大規模行為景観形成基準を定めること。</p> <p>(10) 条例第21条第 1 項の規定により、公共事業等景観形成指針を定めること。</p> <p>(11) 規則第 4 条第 3 項の規定により、公述人を選定すること。</p> <p>(12) 規則第 5 条の規定により、公聴会の議長を指名すること。</p> <p>(13) 規則第19条の規定により、意見聴取会の議長を指名すること。</p>
<p>7 景観法（平成16年法律第110号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第 8 条第 1 項の規定により、景観計画を定めること。</p>	<p>(1) 法第 7 条第 1 項の規定により、市町村から協議を受け、同意すること。</p> <p>(2) 法第 9 条第 1 項（同条第 8 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、公聴会の開催等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 法第 9 条第 2 項（同条第 8 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、島根県都市計画審議会の意見を聴くこと。</p> <p>(4) 法第 9 条第 3 項（同条第 8 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、市町村の意見を聴くこと。</p> <p>(5) 法第16条第 3 項の規定により、設計変更その他の必要な措置をとることを勧告すること。</p> <p>(6) 法第17条第 1 項の規定により、設計変更その他の必要な措置をとることを命ずること。</p> <p>(7) 法第17条第 5 項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとることを命ずること。</p>

		<p>(8) 法第19条第 1 項の規定により、景観重要建造物を指定すること。</p> <p>(9) 法第27条第 1 項の規定により、景観重要建造物の指定を解除すること。</p> <p>(10) 法第28条の規定により、景観重要樹木を指定すること。</p> <p>(11) 法第35条の規定により、景観重要樹木の指定を解除すること。</p> <p>(12) 法第92条第 1 項の規定により、景観整備機構を指定すること。</p> <p>(13) 法第95条第 3 項の規定により、景観整備機構の指定を取り消すこと。</p>
--	--	--

別表第 3 環境生活部の表国際課の項中「国際課」を「文化国際課」に改め、同表廃棄物対策課の項第 1 号グループリーダー等専決事項の欄の(11)中「第18条」を「第20条」に改め、同欄の(12)中「第19条」を「第21条」に改める。

別表第 3 健康福祉部の表健康福祉総務課の項中「健康福祉総務課」を「地域福祉課」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同表高齢者福祉課の項に次の 1 号を加える。

4 介護保険法の施行に関する事務	<p>(1) 法第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からの届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者からの届出を受理すること。</p> <p>(3) 法第89条の規定により、指定介護老人福祉施設の開設者からの届出を受理すること。</p> <p>(4) 法第99条の規定により、介護老人保健施設の開設者からの届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第111条の規定により、指定介護療養型医療施設の開設者からの届出を受理すること。</p>
------------------	--

別表第 3 健康福祉部の表高齢者福祉課の項の次に次のように加える。

青少年家庭課	1 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の施行に関する事務	(1) 施行規則第37条第4項及び第6項の規定により、児童福祉施設の建物その他設備の規模若しくは構造、運営の方法又は経営の責任者若しくは幹部職員の変更届を
--------	-------------------------------------	---

		受理すること。
--	--	---------

別表第 3 健康福祉部の表障害者福祉課の項第 1 号から第 3 号までを削り、同項第 4 号グループリーダー等専決事項の欄中(2)から(12)までを削り、(13)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第50条の規定により、精神障害者社会復帰施設の届出を受理すること。

別表第 3 健康福祉部の表障害者福祉課の項第 4 号グループリーダー等専決事項の欄中(14)及び(15)を削り、(16)を(4)とし、同号を同項第 1 号とし、同項中第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、同表薬事衛生課の項第 1 号グループリーダー等専決事項の欄を次のように改める。

(1) 法第14条の 9 の規定により、化粧品の製造販売の届出等を受理すること。

(2) 法第19条（法第40条の 3 において準用する場合を含む。）の規定により、医薬品等の製造販売業等に係る廃止届等を受理すること。

(3) 法第24条第 1 項の規定により、配置販売業の許可をすること。

(4) 法第24条第 2 項の規定により、配置販売業の許可を更新すること。

(5) 法第32条の規定により、配置従事の届出を受理すること。

(6) 法第38条において準用する法第10条の規定により、配置販売業に係る廃止届等を受理すること。

(7) 法第40条の 2 第 1 項の規定により、医療機器の修理業の許可をすること。

(8) 法第40条の 2 第 3 項の規定により、医療機器の修理業の許可を更新すること。

(9) 法第40条の 2 第 5 項の規定により、修理区分の変更等の許可をすること。

(10) 施行令第 5 条第 1 項の規定により、医薬品等の製造販売業に係る許可証の書換え交付をすること。

(11) 施行令第 6 条第 1 項の規定により、医薬品等の製造販売業に係る許可証の再交付をすること。

(12) 施行令第12条第 1 項（施行令第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医薬品等の製造業等に係る許可証の書換え交付をすること。

(13) 施行令第13条第 1 項（施行令第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医薬品等の製造業等に係る許可証の再交付をすること。

(14) 施行令第45条第 1 項の規定により、配置販売業に係る許可証の書換え交付をすること。

(15) 施行令第46条第 1 項の規定により、配置販売業に係る許可証の再交付をすること。

別表第 3 健康福祉部の表薬事衛生課の項第 4 号事務の種類欄「温泉法及び」を削り、同号グループリーダー等専決事項の欄中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(7)までを削る。

別表第 5 支庁及び総務事務所の項第 1 号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「、住んで幸せしまねづくり事業（補助金額が 1 件10,000,000円以下のものに限る。）」を削り、「、離島交流推進事業及び景観づくり事業」を「及び離島交流推進事業」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表支庁及び健康福祉センターの項及び福祉事務所の項を削り、同表保健所の項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、同項第 5 号地方機関の長専決事項の欄の(6)中「結核診査協議会」を「結核の診査に関する協議会」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 6 号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「費用」を「、費用」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 7 号地方機関の長専決事項の欄中(4)を(2)とし、(3)を(2)とし、(2)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 施行細則第11条の規定により、精神病院の管理者からの転院の届出を受理すること。

別表第 5 保健所の項第 7 号地方機関の長専決事項の欄中(1)を(18)とし、(18)の前に次のように加える。

- (1) 法第27条第 1 項の規定により、申請等のあった者の調査を行うこと。
- (2) 法第27条第 1 項及び第 2 項並びに法第29条の 2 第 1 項の規定により、その指定する指定医をして診察をさせること。
- (3) 法第28条第 1 項の規定により、診察の日時及び場所を通知すること。
- (4) 法第29条第 1 項の規定により、精神障害者を入院措置すること。
- (5) 法第29条第 3 項の規定により、告知を行うこと。
- (6) 法第29条の 2 第 1 項の規定により、精神障害者を緊急入院措置すること。
- (7) 法第29条の 2 第 2 項の規定により、緊急入院措置した精神障害者に対し法第29条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定すること。
- (8) 法第29条の 2 第 4 項において準用する法第29条第 3 項の規定により、告知を行うこと。
- (9) 法第29条の 2 の 2 第 1 項の規定により、入院措置を採ろうとする精神障害者を病院に移送すること。
- (10) 法第29条の 2 の 2 第 2 項の規定により、告知を行うこと。
- (11) 法第29条の 2 の 2 第 3 項の規定により、行動制限を行うこと。
- (12) 法第29条の 4 第 1 項の規定により、入院措置を解除すること。
- (13) 法第29条の 5 の規定により、精神病院等の管理者からの届出を受理すること。
- (14) 法第31条の規定により、知事が入院させた精神障害者又はその扶養義務者から入院に要する費用の全部又は一部を徴収すること。
- (15) 法第34条第 1 項から第 3 項までの規定により、精神障害者を移送すること。
- (16) 法第34条第 4 項において準用する法第29条の 2 の 2 第 2 項又は第 3 項の規定により、告知又は行動制限を行うこと。
- (17) 法第38条の 6 第 1 項の規定により、精神病院の管理者に対し報告徴収等を求め、精神保健指定医を指定して精神病院に立ち入り、検査、診察等をさせること（措置入院者の実地審査に限る。）。

別表第 5 保健所の項中第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を削り、第 9 号を第 6 号とし、第10号を第 7 号とし、第11号を第 8 号とし、同項第12号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第 5 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「薬局開設許可」を「、薬局開設許可」に改め、同欄の(2)中「第 5 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項」に、「薬局開設許可」を「、薬局開設許可」に改め、同欄の(3)中「第 8 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、同欄の(4)から(6)までを次のように改める。

- (4) 法第12条第 1 項の規定により、施行令第80条第 1 項第 1 号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可を与え、又は法第12条第 2 項の規定により、当該許可を更新すること。
- (5) 法第13条第 2 項の規定により、施行令第80条第 1 項第 2 号に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可を与え、又は法第13条第 3 項の規定により、当該許可を更新すること。
- (6) 法第14条第 1 項の規定により、施行令第80条第 1 項第 1 号に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認を与えること。

別表第 5 保健所の項第12号地方機関の長専決事項の欄中(7)を(12)とし、(6)の次に次のように加える。

- (7) 法第14条の 8 の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売承認の承継の届出を受理すること。
- (8) 法第24条第 1 項の規定により、医薬品販売業（配置販売業を除く。）の許可をすること。
- (9) 法第24条第 2 項の規定により、医薬品販売業（配置販売業を除く。）の許可を更新すること。

- (10) 法第26条第 3 項ただし書の規定により、医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可をすること。
- (11) 法第33条の規定により、配置従事者の身分証明書を交付すること。
- 別表第 5 保健所の項第12号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。
- (13) 法第39条第 4 項の規定により、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を更新すること。
- (14) 法第39条の 3 の規定により、管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出を受理すること。
- (15) 法第69条第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定により、製造販売業者等から報告をさせ、職員に立入り等をさせること。
- (16) 施行令第 5 条第 1 項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業に係る許可証の書換え交付をすること。
- (17) 施行令第 6 条第 1 項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造販売業に係る許可証の再交付をすること。
- (18) 施行令第12条第 1 項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可証の書換え交付をすること。
- (19) 施行令第13条第 1 項の規定により、薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可証の再交付をすること。
- (20) 施行令第45条第 1 項の規定により、薬局開設、医薬品販売業（配置販売業を除く。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業、又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更に係る許可証の書換え交付をすること。
- (21) 施行令第46条第 1 項の規定により、薬局開設、医薬品販売業（配置販売業を除く。）、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業、又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更に係る許可証の再交付をすること。
- (22) 施行令第80条第 1 項第 3 号の規定により、薬局製造販売医薬品の届出等を受理すること。
- 別表第 5 保健所の項中第12号を第 9 号とし、第13号から第20号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項に次の 2 号を加える。

<p>18 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第10条第 1 項の規定により、第 1 種フロン類回収業者を登録すること（県内に住所のある者又は県内に事務所若しくは事業所のある者に係るものに限る。以下この号において同じ。）。</p> <p>(2) 法第10条第 2 項の規定により、申請者に通知すること。</p> <p>(3) 法第12条第 2 項において準用する法第10条第 1 項の規定により、登録を更新すること。</p> <p>(4) 法第12条第 2 項において準用する法第10条第 2 項の規定により、申請者に通知すること。</p> <p>(5) 法第13条第 2 項において準用する法第10条第 1 項の規定により、登録を変更すること。</p> <p>(6) 法第13条第 2 項において準用する法第10条第 2 項の規定により、届出者に通知すること。</p> <p>(7) 法第15条第 1 項の規定により、第 1 種フロン類回収業者からの廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(8) 法第16条の規定により、第 1 種フロン類回収業者の登録を抹消すること。</p> <p>(9) 法第22条第 2 項の規定により、第 1 種フロン類回収業者からの報告を受理すること。</p>
---	--



<p>19 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第30条第 1 項の規定により、第 2 種フロン類回収業者を登録すること。</p> <p>(2) 法第30条第 2 項の規定により、申請者に通知すること。</p> <p>(3) 法第33条第 1 項において準用する法第30条第 1 項の規定により、登録を更新すること。</p> <p>(4) 法第33条第 1 項において準用する法第30条第 2 項の規定により、申請者に通知すること。</p> <p>(5) 法第33条第 1 項において準用する法第30条第 1 項の規定により、登録を変更すること。</p> <p>(6) 法第33条第 1 項において準用する法第30条第 2 項の規定により、届出者に通知すること。</p> <p>(7) 法第33条第 1 項において準用する法第15条第 1 項の規定により、第 2 種フロン類回収業者からの廃業等の届出を受理すること。</p> <p>(8) 法第33条第 1 項において準用する法第16条の規定により、第 2 種フロン類回収業者の登録を抹消すること。</p> <p>(9) 法第33条第 1 項において準用する法第22条第 2 項の規定により、第 2 種フロン類回収業者からの報告を受理すること。</p>
--	---

別表第 5 身体障害者更生相談所の項中「身体障害者更生相談所」を「心と体の相談センター」に改め、同項第 1 号地方機関の長専決事項の欄の(4)中「第 5 条」を「第10条」に改め、同欄中(4)を(5)とし、同欄の(3)中「第 4 条」を「第 9 条」に改め、同欄中(3)を(4)とし、同欄の(2)中「又は第 2 項」を削り、「交付し、又は交付申請を却下する」を「交付する」に改め、同欄の(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第15条第 5 項の規定により、該当しない旨を申請者に通知すること。

別表第 5 心と体の相談センターの項に次の 2 号を加える。

<p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の施行に関する事務</p>	<p>(1) 法第33条第 4 項、第33条の 2 又は第33条の 4 第 2 項の規定により、精神病院の管理者からの届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第38条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、精神病院の管理者からの報告を受けること。</p> <p>(3) 法第38条の 3 第 4 項の規定により、精神病院の管理者に対し退院させることを命ずること。</p> <p>(4) 法第38条の 4 の規定により、退院等の請求を受理すること。</p> <p>(5) 法第38条の 5 第 5 項の規定により、精神病院の管理者に対し退院させることを命じ、又は処遇の改善のために必要な措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>(6) 法第38条の 5 第 6 項の規定により、精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知すること（措置入院の解除に係るものを除く。）。</p>
--	---

	<p>(7) 法第45条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳を交付し、又は同条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、精神障害の状態にない旨を申請者に通知すること。</p> <p>(8) 法第45条第 4 項の規定により、精神障害の状態にあることについて認定すること。</p> <p>(9) 法第45条の 2 第 1 項又は施行令第10条第 2 項若しくは第10条の 2 第 1 項の規定により、返還される精神障害者保健福祉手帳を受領すること。</p> <p>(10) 法第45条の 2 第 4 項の規定により、その指定する指定医に診察を命ずること。</p> <p>(11) 施行令第 4 条の 2 第 1 項の規定により、患者票を申請者に交付し、又は負担しない旨を申請者に通知すること。</p> <p>(12) 施行令第 4 条の 2 第 3 項の規定により、費用の負担を受けている者等からの届出を受領すること。</p> <p>(13) 施行令第 4 条の 2 第 4 項の規定により、返納される患者票を受領すること。</p> <p>(14) 施行令第 7 条第 2 項又は第 4 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者からの届出を受領すること。</p> <p>(15) 施行令第 7 条第 5 項又は第 8 条第 2 項の規定により、新たな精神障害者保健福祉手帳を交付すること。</p> <p>(16) 施行令第10条第 1 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳を再交付すること。</p>
<p>3 療育手帳に関する事務</p>	<p>(1) 療育手帳の交付に関すること。</p>

別表第 5 精神保健福祉センターの項を削り、同表支庁及び農林振興センターの項第 3 号事務の種類の欄中「農業近代化資金助成法施行令」を「農業近代化資金融通法施行令」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に、「同法第 2 条第 3 項」を「同条第 3 項」に改め、同項第 4 号事務の種類の欄中「農業経営負担軽減支援金融措置要綱」を「農業経営負担軽減支援資金実施要綱」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「第 4 」を「第 3 」に改め、同項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とし、同項第11号事務の種類の欄中「環境にやさしい農業条件整備事業」を「環境にやさしい農業実践支援事業」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

<p>11 島根県エコロジー農産物推奨に関する事務</p>	<p>(1) 推奨及び報告を求め、又は現地調査を行うこと。</p>
-------------------------------	-----------------------------------

別表第 5 支庁及び農林振興センターの項第12号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第13条第 1 項」の次に「及び第 3 項」を加え、同項第14号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 3 項」に改め、同欄の(4)中「第

10条第1項」を「第10条第3項」に改め、同項第16号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「行う」を「行わせる」に改め、同項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同項第22号地方機関の長専決事項の欄に次のように加える。

(2) 補償費の決定(1件70,000,000円未満のものに限る。)及びこれに伴う契約に関すること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項中第22号を第21号とし、同項第23号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「治山事業に係る」を削り、「50,000,000円」を「70,000,000円」に改め、同欄の(3)中「治山事業に係る」を削り、同号を同項第22号とし、同項中第24号を第23号とし、第25号を第24号とし、第26号を第25号とし、第25号の次に次の1号を加える。

26 県民再生の森事業に関する 事務	(1) 森林所有者等と県による県民再生の森協定書を締結すること。
-----------------------	----------------------------------

別表第5支庁及び農林振興センターの項第27号地方機関の長専決事項の欄の(1)を次のように改める。

(1) 規則第5条の規定により、就農施設等整備事業、たち上る産地育成支援事業(地域アグリビジネス支援事業に限る。)、産地のこだわり米生産・販売拡大支援事業、環境にやさしい農業実践支援事業、肉用牛基礎雌牛整備事業、森林組合育成対策事業(島根県森林組合連合会が補助事業者となるものを除く。)、中山間地域土地境界保全調査事業、林業担い手育成確保対策事業(島根県林業公社及び林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部が補助事業者となるものを除く。)、県民再生の森事業、しまね里山活力再生事業、林業・木材産業構造改革事業(島根県林業構造改善協議会及び島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、木材利用推進対策事業、森林環境保全造林事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、森林居住環境整備事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、利用間伐推進事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、間伐材搬出促進事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、激甚災害に係る森林災害復旧造林事業(島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。)、森林病虫害等防除事業、松くい虫被害対策事業、林道補助事業、林道施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業及び県の単独事業として実施する土地改良補助事業(以下この号において「補助事業」という。)の補助金の交付を決定すること。

別表第5支庁及び農林振興センターの項第31号地方機関の長専決事項の欄の(4)中「第14条第7項第5号の2」を「第14条第5項第5号の2」に改め、同表農業試験場の項中「農業試験場」を「農業技術センター」に改め、同表畜産試験場の項地方機関の名称の欄中「畜産試験場」を「畜産技術センター」に改め、同項第1号事務の種類欄中「島根県立畜産試験場条例」を「島根県立畜産技術センター条例」に改め、同項第3号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「行う」を「行わせる」に改め、同表家畜保健衛生所の項第1号地方機関の長専決事項の欄中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、同項第4号地方機関の長専決事項の欄の(3)中「行う」を「行わせる」に改め、同表家畜衛生研究所の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(2)及び種畜センターの項第1号地方機関の長専決事項の欄の(2)中「第7条」を「第4条」に改め、同表緑化センターの項を削り、同表支庁及び水産事務所の項第2号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「設定」を「制定」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同表浜田商工労政事務所の項第1号地方機関の長専決事項の欄の(1)中「地域商業活性化支援事業」を「商業活性化重点支援事業」に、「地場産業振興対策事業」を「集積産業販路拡大推進事業、資源循環型技術経営支援事業」に改め、同表支庁及び土木建築事務所の項中第18号を第20号とし、第8号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同項第7号地方機関の長専決事項の欄の(1)に次のように加える。

ク 飛行場で営業を行う者に対して、航空機強取等防止措置を講じさせること。

- ケ 飛行場における航空機強取等防止措置に関する協議を行うため、関係諸機関を構成員とする協議会を組織すること。
- コ 飛行場の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を講ずること。
- サ 飛行場手引書を備え付けること。

別表第 5 支庁及び土木建築事務所の項第 7 号地方機関の長専決事項の欄の(12)中「第 3 条第 1 項」を「第 3 条第 1 号」に、「への立入り」を「に立ち入ることができる者」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

6 河川浄化事業に関する事務	(1) 負担金の交付に関する事務を行うこと。
----------------	------------------------

別表第 5 支庁及び土木建築事務所の項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

4 島根県道路愛護ボランティア制度の沿道草刈り事業に関する事務	(1) 交付金の交付に関する事務を行うこと。
---------------------------------	------------------------

別表第 5 出雲空港管理事務所の項第 1 号地方機関の長専決事項の欄の(1)に次のように加える。

- ク 飛行場で営業を行う者に対して、航空機強取等防止措置を講じさせること。
- ケ 飛行場における航空機強取等防止措置に関する協議を行うため、関係諸機関を構成員とする協議会を組織すること。
- コ 飛行場の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を講ずること。
- サ 飛行場手引書を備え付けること。

別表第 5 出雲空港管理事務所の項第 1 号地方機関の長専決事項の欄中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

- (12) 条例施行規則第 3 条第 1 号の規定により、制限区域に立ち入ることができる者を認めること。

附 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

